

5類移行に伴う入院レセプトの経過的な取扱い

5月1日から7日に新型コロナウイルス感染症で入院した場合、5月31日までの間、入院医療費は従来どおり全額を公費により支援する。
 なお、この場合、既存の公費負担者番号を使用し、受給者番号は「9999996」で請求される。（下図参照）
 ※ 5月1日から7日の期間に新型コロナウイルス感染症で入院し、退院後、5月中に再入院した場合も同様の取扱いとする。

5類移行日

5月1日

5月8日

6月1日

	4月分レセプト	5月分レセプト	6月分レセプト	
現行 (4月30日までに入院する場合)	● → ・入院勧告 ・ 全額補助 ・既存の公費負担者番号で保健所設置市に請求	(入院勧告は4月末で終了)		
経過措置 (5月1日～7日に入院する場合)		● → (5月分) ・法的措置なし ・ 全額補助 ・既存の公費負担者番号で保健所設置市に請求 ※ 受給者番号「9999996」を使用	(5月末まで経過措置の対象)	
5類移行後 (5月8日以降に入院する場合)			● → (6月以降) ・法的措置なし ・ 一部補助 ・新しい公費負担者番号で都道府県に請求 ※ 公費負担者番号「28***70*」 受給者番号「9999996」を使用	(6月以降は全て新しい公費負担者番号で請求)

(参考) 5類感染症の移行期における入院患者の公費負担者番号・受給者番号

例1 4月20日～6月10日まで入院した場合

- ① 4月診療分レセプト（診療実日数 11日）

公費負担者番号：既存の公費負担者番号、受給者番号：既存の公費受給者番号

- ② 5月診療分レセプト（診療実日数 31日）

公費負担者番号：既存の公費負担者番号、受給者番号：「9999996」

- ③ 6月診療分レセプト（診療実日数 10日）

公費負担者番号：新しい公費負担者番号、受給者番号：「9999996」

例2 5月8日～6月10日まで入院した場合

- ① 5月診療分レセプト（診療実日数 24日）

公費負担者番号：新しい公費負担者番号、受給者番号：「9999996」

- ② 6月診療分レセプト（診療実日数 10日）

公費負担者番号：新しい公費負担者番号、受給者番号：「9999996」

例3 5月1日～5月7日まで入院し、退院後に5月20日～6月10日まで再入院した場合

- ① 5月診療分レセプト（診療実日数 19日）

公費負担者番号：既存の公費負担者番号、受給者番号：「9999996」

- ② 6月診療分レセプト（診療実日数 10日）

公費負担者番号：新しい公費負担者番号、受給者番号：「9999996」